

## 乾杯条例検討プロジェクト視察報告

平成28年10月17日(月)

参加者：乾杯条例検討プロジェクト会議メンバー8名中7名参加

尾形修平(座長、高志会)、本間善和(鷺ヶ巣会)、山田勉(新政村上)、本間清人(新政村上)、平山耕(清流会)、小杉和也(市政クラブ)、竹内喜代嗣(日本共産党)

：大滝国吉副議長

：議会事務局 田邊

米沢市議会 10:15～11:40

出席者

産業建設常任委員会 堤郁雄委員長

議会事務局 高野事務局長、渡部主任

商工課 課長、商工振興室菅原主査

進行：議会事務局 渡部主任

あいさつ 米沢市議会 堤委員長

村上市議会 尾形PT座長

終了時あいさつ 村上市議会 大滝副議長

### 1. 米沢市の概要 (高野局長から説明)

降雪量が多いが、それが大切な水資源となっている。

### 2. 乾杯条例の取り組みについて (議会及び商工課担当者から説明)

[説明]

市内四つの蔵元から議会に要望書が提出された。

H26年5月に検討会を設置。

H26年9月26日、議員発議により提案のあった「米沢市地酒による乾杯を推進する条例(通称おしょうしな乾杯条例)」を全会一致で可決。同年10月1日施行。

通称「おしょうしな乾杯条例」として市民の皆様に深く浸透し、米沢の地酒に親しみをもってもらえることによって、地酒のさらなる消費とともに地域経済への波及効果が生まれることを期待してのもの。

特徴として、前文に、地酒の普及だけでなく「郷土料理の普及と継承」を盛り込んだ点があげられる。

商工課から具体的な取組み説明 資料「『米沢の日本酒を楽しむ会』の経緯について」ほかクリップ留め資料のとおり。

[質疑応答]

**Q：制度の流れや物産関係者の関わりは？**

A：条例検討の検討委員会委員となってもらった(株)小島総本店（「東光」）の社長が物産会の会長でもあるので、関わってもらったといえる。

：検討委員会12団体の構成は、4蔵元、JA、冠婚葬祭業者（ナウエル）、米沢小売酒販組合、酒類卸組合、上杉城史苑（上杉コーポレーション社長）、郷土料理店主、山形県社交飲食業生活衛生同業組合、温泉組合。

**Q：盃などの製作予定は？**

A：考えていない

**Q：酒米など生産者との関わり、取り込みは？**

A：JAには、検討メンバーとして入ってもらった。蔵元によって使う酒米が異なる（地元産米だけを使うわけではない）ので、しぼりはしていない。  
（注：生産者までは関わっていないとのことであるようだ）

**Q：普及のための一般市民への周知の悩みは？**

A：条例の存在自体は知られており、大きな集まりでは地酒での乾杯は浸透している。小さい単位（小グループや家庭）での乾杯の普及も進めていきたい。10月1日のイベントも特定の人だけでなく、広く市民も参加できるようにしたい。

：宴会の席では、手元にあらかじめ乾杯酒が用意されている。

**Q：「米沢バル」への補助は？（チラシ参照）**

A：年度単位で、1回30万円。

**Q：観光客等よそから来られた方へは、地酒による乾杯をお願いしているか？**

A：宿泊施設や飲食店には「なるべく」とお願いしているが、各業者に委ねている。

**Q：条例案のパブコメの反応は？**

A：期間は20日間。お一人が7点について否定的（反対）の意見を出された。意見は第7条に反映した。

**Q：「市議会だより」の表紙を「かてもの」としているのは、乾杯条例推進に関係してのことか？**

A：特に条例に関係して、ということではない。市の食文化の継承という意味からも取り上げている。

以上

天童市議会 14:00～15:20

出席者

鈴木照一議長

議会事務局 加藤事務局長補佐兼議事係長、高橋調査係長

経済部商工観光課 ご担当

進行：議会事務局 高橋係長

あいさつ 天童市議会 鈴木議長

村上市議会 尾形PT座長

終了時あいさつ 村上市議会 大滝副議長

## 1. 天童市の概要（鈴木議長から説明）

ふるさと納税 H27年度は、35億円。返礼品として将棋の駒が大人気。また、農産物も品ぞろえが出そろった。安定して供給できるようにしており、生産者側にとっても良いようだ。納税額の半分以上を返す。市に残るのは10億円ほどだが、市が自由にできる財源として貴重。今年度から専門の担当として市長公室に「ふるさと納税係」設置。臨時職員含め6人体制。

市内には、日本酒蔵元2社、ワイン工房1社がある。

旧くから農産物加工（6次産業）が盛んである。

## 2. 乾杯条例の取り組みについて（議長、議会及び商工課担当者から説明）

[説明]

もともと山形県酒販から山形県議会に県産酒(日本酒)振興のための条例制定の要望があった。これを受け、県では、平成26年2月28日に、また山形市でも2月27日に乾杯条例を公布・施行した。

この動きに追従し、乗り遅れないようにということからか、この時期に県内のいくつかの市町村(天童市の近隣では、東根市、寒河江市、河北町、上山市など)で競争のように乾杯条例が制定された。

天童市では、ワイン工房があるので日本酒に特化するわけにはいかなかった。担当委員会だけでなく、各党派等でも協議され、それを持ち寄って全議員で協議したかたちで進めた。

乾杯条例制定に反対する理由がないという異論がない中で、1か月弱で話しが進み、1回の委員会の協議を経て定例会に提案した。

委員会では、日本酒以外(ワイン)、またお酒以外(果汁飲料)も対象にという話になり、このような条例の名称になった。

条例は努力目標。とりあえずビールというのではなく、まず地元産酒で乾杯

をとということ。条例を守ってほしいという説教的な働きかけはしていない。ただ、制定後、飲食店にPRポスターを貼ってもらっている。効果としたら、大きな宴会では、地元産酒で乾杯するようになった。大きな動きではないが、蔵元当にとって、幾分かの追い風にはなった。経済効果として具体的な数字は把握していない。議会関係の懇親会では、地元産酒で乾杯することが浸透、習慣化しており、これが市側にも広がってきている。

[質疑応答]

Q：一般市民、酒造関係者が検討に加わったか？

A：検討委員会のようなものは設けなかった。各議員の感覚的なもので、把握した。

Q：所管課でこの普及のための予算は？

A：特に予算をつけて、イベント的なものを実施するということはしていない。

Q：ジュースで乾杯するというような会はあるか？例えば、子どもたちが集まる場で。子どもへの、この条例や地元の産物についての周知、教育はどうしているか？

A：特にない。参考にしたい。

Q：この条例に対する市民の拒否反応は？

A：制定後に大きな反対はない。当初、旅館、温泉等から、取引業者に地元産しか使えないとのイメージを持たれることが懸念される（地元産以外の酒類が排除されるのでは）とのことだったが、今はその懸念も払拭されている。

Q：委員会で議員から「市民の意見を聴くべき」という議論は出なかったのか？

A：なかった。基本的なことは決まっている状況での委員会だったため。

Q：行政側の今後の取り組みは？

A：京都市で開かれた「日本酒条例サミット」に天童市も参加し、その際、他市町村の取り組み例を聞いてきたので、それらを参考していきたい。

：各団体等のイベントでの地酒による乾杯は各々で対応している状況。各団体同士や団体と行政とがうまく連携したイベントができればよいと考える。

以上